監　査　報　告　書

平成２４年5月14日

公益財団法人 HIOKI奨学・緑化基金
評　議　員　会　殿

監　事　山岸國耿

監　事　岡本俊也

私たちは、公益財団法人 HIOKI奨学・緑化基金の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行った。その方法及び結果について以下の通り報告する。

1　監査の方法及びその内容

(1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討した。

(2) 業務監査については、理事会に出席し、業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2　監査意見

(1) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

(2) 事業報告及びその附属明細書の内容は真実であると認める。

(3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事項はないと認める。

監　査　報　告　書

平成２４年5月14日

公益財団法人 HIOKI奨学・緑化基金
理事長　日　置　恒　明　殿

監　事　山岸國耿
監　事　岡本俊也

私たちは、公益財団法人 HIOKI奨学・緑化基金の平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの事業年度の理事の職務の執行について監査を行った。その方法及び結果について以下の通り報告する。

1　監査の方法及びその内容

(1) 会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討した。

(2) 業務監査については、理事会に出席し、業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2　監査意見

(1) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

(2) 事業報告及びその附属明細書の内容は真実であると認める。

(3) 理事の業務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事項はないと認める。